

特定健診・特定保健指導 (こくほ)だより

(発行元)
静岡市葵区春日二丁目1番27号
静岡県国民健康保険団体連合会
(総務部事業課特定健診・保健指導係)

合併による金融機関名等の変更について

合併による金融機関名、金融機関コード、支店名、店番の変更については、本会において一括変更いたします。

「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」の提出は不要です。

風しんの追加的対策に関するお知らせ

※特定健診・特定保健指導(こくほ)だより【19第1号】つづき

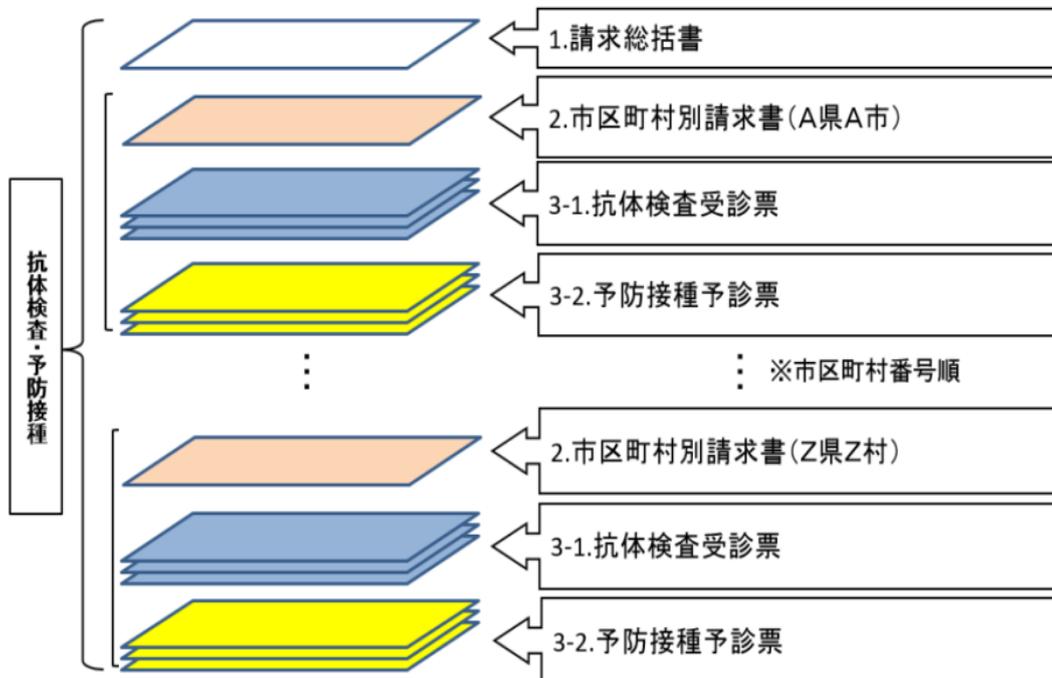
本会において、標記支払等事務を行います。

請求にあたっては、以下の事項について、御留意願います。



①【請求総括書等の編綴方法】

医療機関/健診機関から国保連合会への請求時の編綴イメージ



②【請求総括書等の提出について】

『請求総括書』は、検査月及び予防接種月にかかわらず、提出月につき1医療機関1枚となります。

初回の6月請求時は、4月分及び5月分を合算して作成し、提出していただきます。

なお、『市区町村別請求書』も同様に提出月につき市町ごと1枚となりますので、6月提出時は4月分と5月分の合算が必要です。

※今後の月遅れ提出分も同様です。

③【請求総括書等の請求金額（税込）の端数計算について】

『請求総括書』及び『市区町村別請求書』の請求金額（税込）については、個々の『抗体検査受診票』及び『予防接種予診票』から税込金額を算出（端数円未満切り捨て）してから合計します。

※個々の受診票等の金額を合計してから、消費税額を算出すると請求額が不一致になりますので御注意願います。

④【請求総括書等のExcel入力シートについて】

請求総括書及び抗体検査受診票等の請求関連帳票の作成については専用のExcel入力シートがありますので、厚生労働省のホームページからダウンロードして御利用ください。

🔍 : 風しんの追加的対策 厚生労働省 様式等

- ・風しんの抗体検査受診票及び第5期の定期接種予診票
- ・実績報告書（請求総括表及び市区町村別請求書）
- ・実績報告書（請求総括表及び市区町村別請求書）の作成手順書

⑤【費用の支払先について】

本対策に係る費用の支払先は、原則として診療報酬の振込先として指定している口座と同一の口座です。

⑥【問い合わせの多い事例】

事例1

医療機関番号の10桁は何を記載しますか

（回答）先頭3桁に「221」+「医療機関番号（7桁）」を記載してください。

事例2

診療報酬の請求書類と一緒に送付してよいですか

（回答）問題ありません。開封時、判別出来るように区分け願います。（クリップ留め等）

事例3

抗体検査の結果を添付する必要はありますか

（回答）不要です。

事例4

どの医療機関でも請求可能ですか

（回答）厚生労働省ホームページの「実施機関一覧表」に掲載された医療機関について請求が可能です。詳しくは、「医療機関・健診機関向け手引き」を御確認ください。

初回請求の提出期限は6月10日（月）となります。

請求の提出先は、静岡県国保連合会業務部保険者支援課宛てにお願いします。

（風しん関連担当部署連絡先：業務部 保険者支援課 TEL (054) 253-5595）